公　告

諮　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１２３８号
仙台市泉区福岡字森下４番地の35
債務者　菊地　秀男
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２４１号
宮城県宮城郡利府町青山４丁目30番地１
債務者　高橋　勝広
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第９６号
秋田市高陽青柳町10番29号　サンライズ高陽202号
債務者　柴田智恵子
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１２号
福島県西白河郡中島村大字二子塚字栄田23番地４　中島ハイツＡ103、前住所福島県白河市東釜子字川田91番地４　トライハウス206号
債務者　江尻　幸子（旧姓室井）
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２３年（フ）第１３７号
群馬県桐生市川内町３丁目101番地
債務者　星野　清美
1　決定年月日時　平成24年５月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２４年（フ）第２２号
群馬県みどり市大間々町大間々639番地５　みすみハウス５号
債務者　下村　康貴
1　決定年月日時　平成24年５月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２４年（フ）第２３１号
千葉市若葉区みつわ台３丁目４番３棟104号
債務者　初谷清一郎
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２３２号
千葉市若葉区みつわ台３丁目４番３棟104号
債務者　初谷　輝子
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第３０３号
千葉県船橋市印内町570番地１　鎌倉ビル403号
債務者　佐々木明美
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第３２４号
千葉市稲毛区小深町77番地１　36号
債務者　青柳　大代
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第３７３号
千葉市花見川区さつきが丘２丁目10番17棟506号
債務者　森　美都子（旧姓松丸）
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第７号
富山県下新川郡入善町入膳7931番地27
債務者　金吉　千恵
1　決定年月日時　平成24年５月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２４年（フ）第７５号
山梨県笛吹市石和町市部461番地１
債務者　萩原　紀子
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４８号
名古屋市熱田区白鳥３丁目９番７号　アレアイーストコート熱田２Ｆ号
債務者　原田　直美
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５９５号
愛知県小牧市大字小牧原新田1314番地３　グランドポリス’93―205号
債務者　長尾　和敏
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６２０号
名古屋市中村区日吉町９番地　エスポア日吉902号
債務者　村田　明美
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６４３号
愛知県春日井市上条町２丁目155番地３　ハイツ三浦401号
債務者　金碇　義平
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部